

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月1日 15時50分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港本港区 鹿児島港本港南防波堤北灯台から真方位246°960m付近 (概位 北緯31°35.3′ 東経130°33.9′)
事故の概要	給油船岩崎丸及び漁船中亀丸は、共に右回頭中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月27日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 給油船 岩崎丸、55トン 131273、岩崎産業株式会社 B 漁船 中亀丸、19.98トン K02-2366（漁船登録番号）、個人所有 第282-15556号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に凹損 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、鹿児島港本港区H物揚場南側に設けられた棧橋の南東方沖において、同棧橋に係留中の船舶に給油をする目的で船首が南方を向いて行きあしのない状態から、機関を微速前進にかけて右回頭を開始した。 船長Aは、A船が右回頭を始めた頃、中央卸売市場岸壁に左舷着けで着岸していたB船を左舷船首方約200mに認めたが、夕方なので、同岸壁から出港する船舶はいないものと思っていたところ、A船の船首が北西方を向いたとき、左舷側バックミラーに映ったB船を認め、後方を振り返った直後、B船の船首部がA船の左舷中央部に衝突するのを認めた。 B船は、船長Bほか8人が乗り組み、中央卸売市場岸壁を後進離岸したのち、機関を微速前進にかけて右回頭を開始した。 船長Bは、離岸する際に西方を向いていたA船を右舷後方に認めたが、B船の船首が北方を向く頃には、A船が西方に移動しているものと思っていたところ、B船の船首が北方を向いたとき、前方至近にA船を認めて後進一杯としたが、B船とA船とが衝突するのを認めた。

<p>分析</p>	<p>A船は、機関を微速前進にかけて右回頭中、船長Aが、夕方なので、中央卸売市場岸壁から出港する船舶はいないものと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船が離岸して接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、機関を微速前進にかけて右回頭中、船長Bが、A船を右舷後方に認めていたが、右転して北方を向く頃には、A船が西方に移動して航行の支障となる船舶はいなくなっているものと思い、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、右回頭中のA船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船及びB船が共に機関を微速前進にかけて右回頭中、船長A及び船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。